

支援措置番号	11203
担当省庁 関係省庁	国土交通省 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府
支援措置事項名	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援します。
支援措置の内容	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となってプロジェクトの実現を支援します。 認定を受けた地域再生計画中に、「特定地域プロジェクトチームの設置」が記載されている場合は、当該計画の地域を対象に、プロジェクトチームの設置を要請されているテーマについて、プロジェクトチームを設置します。
支援措置に係る必要な手続	特になし
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	地域再生計画別紙の「3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容」に、「特定地域プロジェクトチームを設置して取組むべき課題、プロジェクトチーム設置の必要性および取組を行うことで達成される成果について具体的かつ詳細に記載してください。

支援措置番号	13004
担当省庁	全府省庁
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件（注）に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を助案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>（注）法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	<p>補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。</p>
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る）の場合 には国庫納付を求めることができる等 補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。</p> <p>「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいますが、道路・河川等の占用許可制度が活用できる施設については、占用許可制度をもって補助対象施設の有効利用が図られるものですので、御留意ください。</p> <p>「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。</p> <p>「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。</p> <p>「等」「必要最小限の条件」とは、からまでに掲げた場合以外に、法令等による制限はもちろん、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止等が考えられますが、本支援措置の趣旨等にかんがみ、過度な制約は課されるべきものではありませんので、必要最小限の条件に限って認められることを明確にしたものです。</p>

	<p>本支援措置は、全府省庁が行うものであり、このうち地域再生推進のためのプログラム策定の時点で各府省庁が取り組むことを明らかにしたものとして、同プログラム別表 1に、10801 (公立学校の廃校校舎等)、10802 (史跡等購入費補助金により購入した土地)、10903 (勤労青少年ホーム)、10904 (職業能力開発校)、10905 (社会福祉施設)、11201 (下水道補助対象施設)及び11202 (公営住宅)がありますが、これ以外にも各府省庁がその取扱いを一般ルール化したものとしては、別添のものがあり、それらについては、それぞれその一般ルールとして設定された要件・手続等に照らし、各府省庁が計画認定に同意するかどうか判断されることになります。</p> <p>また、本支援措置が全府省庁が行うものであるという趣旨にかんがみ、別添に掲げられたもの以外の補助対象施設についても、地域再生計画に支援措置として盛り込むことは可能ですが、個別具体的な事案に応じて認定することができるかどうかを政府が判断することになります。なお、個別の調整の結果その取扱いが明確になったものについては、順次別添に加えることにします。</p>
<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている手続によります。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている書類を添付する必要があります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態 (譲渡・貸与の別、有償・無償の別) 及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。なお、別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている留意点を参照してください。</p>

支援措置番号	212015
担当省庁 関係省庁	国土交通省 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府
支援措置事項名	「地域再生支援チーム」の設置
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域再生の支援に関する相談についてワンストップで対応します。
支援措置の内容	<p>地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用して地方ブロックごとに「地域再生支援チーム」を設置し、地域再生の支援に関する相談についてワンストップで対応します。主な支援内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.市町村等からの地域再生に関する様々な相談の一元的な窓口。 2.相談を受けた事項について、担当省庁の担当部局が的確に対応するように連絡調整。 3.事務局で対応可能な情報提供をすぐに実行。 4.アドバイザーの派遣について相談があった場合は、適切なアドバイザーの派遣仲介、当該アドバイザーへの協力依頼、または派遣の仲介が可能な担当部局への連絡を実施。
今後の検討スケジュール	平成15年度中に一部の地方ブロックにおいて支援チームを設置し、残りのブロックでも平成16年度早期に支援チームを設置します。
特記事項	特になし

支援措置番号	212028
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	まちづくり交付金の創設
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	改正都市再生特別措置法第 47 条 (国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律)で措置)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るためのものです。
支援措置の内容	<p>従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した「まちづくり交付金」を創設します。まちづくり交付金は、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金です。</p> <p>都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成します。</p> <p>交付金の交付 国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付します。</p> <p>事後評価 計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表します。</p> <p>予算上の制約等から地域再生計画が認定されても、結果として支援措置が講じられない場合があります。</p>
今後の検討スケジュール	第159回通常国会で「国の補助金等の整理及び合理化に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」は成立し、平成16年4月1日施行。
特記事項	特になし